

医療法人 岸本病院 訪問看護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 要介護状態等となった場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行う。

2. 自ら提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
3. 事業の提供に当たっては、当該医療機関の医師、及び当該機関に情報提供により訪問看護の指示を行った主治医の指示、利用者の希望、心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
4. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導または説明を行う。
5. 事業の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。
6. 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的的確な把握に努め、利用者またはその家族に対して適切なサービスの提供を行う。
7. 事業の提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、及び居宅サービス事業所等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。
8. 事業の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、医療機関の医師又は情報提供を受けた場合の主治医、居宅介護支援事業所等に対して情報提供を行う。また、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする、

- (1) 医療機関名 医療法人 岸本病院
- (2) 所在地 京都府舞鶴市字浜1131番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 医療機関に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：医師である院長
管理者は、事業所従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。また、訪問看護計画の作成のための指導等を行う。
- (2) 看護師：常勤 1名及び准看護師（兼務） 2名
看護師は、医師の指示をもとに、訪問看護計画に基づきサービスを提供するとともに、医師への報告を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月14日～15日、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時～午後4時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等による連絡が可能な体制とする。
- (4) 上記の曜日、時間で臨時休業する場合はその都度掲示する。

(事業の内容)

第6条 特殊な看護及び医療機関の看護師等の同居家族へのサービスの提供以外の看護、療養上の指導等。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、原則として、東舞鶴、中舞鶴とする。

(利用料等)

第8条 サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額の1割の額とする。ただし、法定代理受領分以外の場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収する。その他の利用料は、次のとおりとする。なお、これらのサービスの提供は、利用者の希望に基づき行われるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えてサービスを行なった場合の交通費については、実施地域を越えた1kmにつき200円を徴収する。
 - (2) サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担とする。
2. 費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して、当該サービスの内容について説明を行い、同意を得る。支払いを受けた場合は、利用料内容区分等が明確な領収書を発行する。

(衛生管理等)

第9条 事業所、その他設備について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

感染症が発生し、又はまん延しないよう措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を設備する。
- (3) 従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。
- (4) 感染症対策マニュアルに基づき対応を行う。

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変等が生じた場合は、必要に応じて看護師として実施可能な応急手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第11条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、事故発生時対応マニュアルに基づき必要な措置を講ずる。さらに、事故の原因を解明し、再発予防を防ぐための対応策を講ずる。なお、その事故が事業所の責任として明確な場合については損害賠償を含め必要な対応を行う。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対応する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止)

第13条 虐待の発生又はその再発を防止するため、対応策を講ずる。なお、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(身体拘束)

第14条 サービスの提供の際、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講ずる。

3 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図るものとする。

4 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。

5 従事者に対し、身体的拘束等の適正化のため研修を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第15条 職員は正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、職員でなくなった後も同様とする。正当な理由とは、居宅介護支援事業者等に対し利用者等に関する情報を提供する場合であり、この場合においても事前に重要事項説明文書により説明し、文書による同意を得たものに限定する。

(苦情処理)

第16条 サービス提供に際して生じる利用者等からの相談、苦情については、窓口を設置し、提供したサービス等に関する利用者等の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応する。

なお、苦情や相談については事業所内苦情処理委員会等で検討し、対策や今後のサービス提供の参考として活用する。

- 2 提供したサービスに関して、市町村から文書その他物件の提示、質問、照会等には即対応すると共に、助言や指導を受けた場合はそれに従い改善策を講ずる。
- 3 利用者等からの苦情について国保連合会へ申し立てを求められた場合は、利用者等に対して必要な援助を行う。なお、国保連合会から文書その他物件の提示、質問照会等には即対応すると共に、助言や指導を受けた場合にはそれに従い改善策を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職場におけるハラスメントに対する措置)

第18条 事業所の方針などの明確化及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従事者に周知・啓発を行う。

- 2 相談窓口を設置（苦情を含む）し相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。
 - 3 被害者への配慮のための取り組み
メンタルヘルス不調への相談対応や、行為者に対して一人で対応させないなどの対応策の実施。
 - 4 被害防止のための取り組みとして、従事者に向けた研修を実施する。
- ※ハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含まれる。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 医療機関の医師及びその他の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。

2. 訪問を求められた場合、止むを得ない事情により訪問看護の実施が困難な場合は他の事業所を紹介する等必要な対応を行う。
3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人 岸本病院が別に定める。